

自治体病院の経営健全化に関する要望

全国自治体病院経営都市議会協議会は、自治体病院の経営健全化に関する要望について、別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成18年11月

全国自治体病院経営都市議会協議会
会長 轟 正満
(長野市議会議長)

要　　望

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な高度・特殊、へき地、小児、救急医療など多くの不採算医療を担っているところである。

現在、自治体病院経営をめぐる状況は、度重なる医療制度改革、診療報酬の見直し等による急激な医療提供体制の環境変化により、一層厳しさを増し、約7割が赤字の状況にある。

また、今日の医師不足・偏在の問題は、地方団体が単独で改善することが極めて困難な状況にあり、国民の生命、安全・安心の根幹に関わる問題となっている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、それぞれ地域の実情を踏まえた医療環境の整備及び自治体病院の経営健全化に全力を傾注しているところであるが、地域住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供するためには、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれでは、自治体病院の社会的使命が達成され地域住民のニーズに応えられるよう、次の諸施策を実現されるよう強く要望する。

1. 医師確保対策等について

- (1) 深刻化している地域の医師不足・偏在を解消するため、病院・診療所の管理者となる要件に、へき地医療や周産期医療等への従事経験を付加するとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など、抜本的な対策を講ずること。
- (2) 医師不足が深刻な小児科・産科・麻酔科などについては、診療報酬の更なる充実を図ること。
- (3) 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、医師確保関係予算の所要額を確保すること。
- (4) 産科等において訴訟が多いことが医師偏在の一因となっていることから、医師に過失がなくとも障害を負った患者側に補償がなされる「無過失補償制度」を創設すること。

2. 地方財政措置について

- (1) 自治体病院に係る地方交付税措置の所要額を確保すること。
特に、不採算地区病院、へき地医療、小児医療、周産期医療、救急医療、高度医療等に対する交付税措置の拡充強化を図ること。

(2) 病院事業債の所要額を確保するとともに、高金利時代に借り入れた病院事業債について公債費負担対策を講ずること。

また、起債対象である医療機械器具の購入事業の償還年限を延長すること。

(3) 住民生活に欠かせない病院、上・下水道をはじめとする公共施設整備に必要な長期・低利の資金を安定的に供給するため、公営企業金融公庫が果たしてきた共同債券発行機能を引き続き確保すること。

3. 社会保険診療報酬等について

(1) 社会保険診療報酬を原価計算に基づくものとするとともに技術料を中心とした体系とするなど、不合理な診療報酬体系を是正すること。

(2) 非課税とされている医療に係る消費税については、実質病院負担とならないよう早急に対策を講ずること。

4. 情報化の推進について

電子カルテやレセプト電算処理等の医療情報システムの整備を推進するための基盤整備を促進するとともに、導入病院に対する診療報酬加算措置の更なる拡充を図ること。

5．医療安全確保対策について

医療安全確保対策に係る診療報酬加算措置の更なる拡充を図るとともに、医療の質と安全性の向上、医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止策の徹底など、安全・安心な医療の確保に向けた取り組みを総合的に推進すること。

6．医師臨床研修制度について

質の高い臨床研修を実施するため、臨床研修病院に対する財政措置の充実を図ること。